

修了証見本

山形 第 1 号

手すり先行工法に関する講習会
修了証

建災防 太郎 殿

あなたは、当協会が実施した厚生労働省の
「手すり先行工法に関するガイドライン」
に基づく講習会を修了したことを証します

平成 16 年 4 月 1 日

建設業労働災害防止協会

山形県支部長 升川 修